

## 参考資料

○ 調査に当たった委員 .....	158
○ 活動経過 .....	159
○ 関連資料 .....	166

○ 調査に当たった委員 (令和5年7月31日～令和6年9月30日)

委員長	田 山 東 湖
副委員長	星 田 弘 司 (※)
委員	葉 梨 衛
委員	飯 塚 秋 男
委員	森 田 悦 男 (～令和5年12月22日)
委員	川 津 隆 (令和5年12月22日～)
委員	下 路 健次郎 (※)
委員	鈴 木 将 (令和6年9月4日～)
委員	豊 田 茂
委員	村 田 康 成
委員	小松崎 敏 紀
委員	小 泉 周 司
委員	村 本 修 司
委員	二 川 英 俊
委員	中 山 一 生
委員	江 尻 加 那
委員	長 田 麻 美

※ 令和6年9月4日付けで星田弘司副委員長が議員辞職したことに伴い、当日付けで下路健次郎委員が副委員長に就任。

## ○ 活動経過

回	開催日	審議事項等
1	令和5年 8月2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査方針及び活動計画の決定</li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の全体概要に係る説明聴取及び審議</li> <li>○ 指定管理更新対象施設の協議・決定</li> </ul>
2	8月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議</li> <li style="padding-left: 20px;">[県有施設]</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 青少年教育施設(中央青年の家、白浜少年自然の家、さしま少年自然の家、里美野外活動センター)</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 洞峰公園</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株))</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 健康プラザ</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 青少年会館</li> <li style="padding-left: 20px;">・ あすなろの郷</li> <li style="padding-left: 20px;">[県出資団体等]</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 鹿島都市開発(株)</li> <li style="padding-left: 20px;">・ (社福)茨城県社会福祉事業団</li> <li>○ 県有施設・県出資団体等の方針の協議・決定</li> </ul>
—	【現地調査①】 9月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洞峰公園 視察概要：現地視察、概要説明、つくば市意見聴取、質疑応答</li> <li>○ 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株)) 視察概要：現地視察、概要説明、参考人意見聴取(西条昌良・元県議会議員)、従業員意見聴取、質疑応答</li> </ul>
3	9月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続審議</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 洞峰公園</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株))</li> <li>○ 県有施設の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議</li> <li style="padding-left: 20px;">[県有施設]</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 国民宿舎「鶉の岬」等(国民宿舎「鶉の岬」、カントリープラザ「鶉の岬」)</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 大洗マリンタワー</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設(港中央公園)</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 大洗公園</li> <li style="padding-left: 20px;">・ 県民の森等(県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館)</li> </ul>

回	開催日	審議事項等
4	11月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株))</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大洗駅ほか13駅(鹿島臨海鉄道(株))</li> <li>・ みらい平駅前駐車場、筑波山つつじヶ丘駐車場、友部駅北口駐車場、水戸北スマートIC駐車場(茨城県道路公社)</li> <li>・ 県民文化センター</li> <li>・ アクアワールド茨城県大洗水族館</li> <li>・ 鳥獣センター</li> <li>・ 花貫ふるさと自然公園</li> <li>・ 狩猟者研修センター</li> <li>・ りんりんスクエア土浦</li> <li>・ 総合福祉会館</li> <li>・ 視覚障害者福祉センター・点字図書館</li> <li>・ 聴覚障害者福祉センターやすらぎ</li> <li>・ ラーク・ハイツ</li> <li>・ 若葉寮</li> <li>・ 茨城学園</li> </ul> </li> <li>[県出資団体等] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島臨海鉄道(株)</li> <li>・ 鹿島共同再資源化センター(株)</li> <li>・ (公財)茨城県看護教育財団</li> <li>・ (株)茨城県中央食肉公社</li> <li>・ 茨城県道路公社</li> <li>・ 茨城県土地開発公社</li> <li>・ (公財)茨城県教育財団</li> <li>・ (公財)いばらき文化振興財団</li> <li>・ (一財)茨城県環境保全事業団</li> <li>・ (公財)茨城県消防協会</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
—	【現地調査②】 12月5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民宿舎「鵜の岬」 視察概要：現地視察、概要説明、支配人意見聴取、質疑応答</li> </ul>

回	開催日	審議事項等
5	12月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公の施設等の譲与・譲渡手続に係る議会の関与に関する説明聴取及び審議</li> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カシマサッカースタジアム</li> <li>・ つくば国際会議場</li> <li>・ 矢田部サッカー場</li> <li>・ 茨城県健康管理センター</li> <li>・ 竜神大吊橋</li> <li>・ 袋田の滝観瀑施設</li> <li>・ 筑波海軍航空隊記念館</li> <li>・ 茨城県フラワーパーク</li> <li>・ 茨城空港公園</li> <li>・ 茨城空港駐車場</li> <li>・ いこいの村潤沼（(公財)茨城県開発公社）</li> <li>・ 茨城空港旅客ターミナルビル（(公財)茨城県開発公社）</li> </ul> </li> <li>[県出資団体等] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公財)いばらき腎臓財団</li> <li>・ (公財)茨城県国際交流協会</li> <li>・ (公財)茨城県開発公社</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 継続審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民宿舎「鶉の岬」等（国民宿舎「鶉の岬」、カントリープラザ「鶉の岬」）</li> </ul> </li> </ul>
—	<p style="text-align: center;"><b>【現地調査③】</b></p> <p>令和6年 2月7日(水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育研修センター 視察概要：現地視察、概要説明、質疑応答</li> <li>○ 堀原運動公園 視察概要：現地視察、概要説明、質疑応答</li> <li>○ 笠松運動公園 視察概要：現地視察、概要説明、質疑応答</li> </ul>

回	開催日	審議事項等
6	令和6年 2月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）</li> <li>・ 里美野外活動センター</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設]</li> <li>・ ホテルレイクビュー水戸</li> <li>・ 県立図書館</li> <li>・ 生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西）</li> <li>・ 美術館、博物館（近代美術館、陶芸美術館、自然博物館）</li> <li>・ 県立歴史館</li> <li>・ 教育研修センター</li> <li>・ 運動公園（堀原運動公園、笠松運動公園）</li> <li>・ 県営ライフル射撃場</li> <li>[県出資団体等]</li> <li>・ （公財）茨城県スポーツ協会</li> </ul> </li> </ul>
7	3月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民宿舎「鶉の岬」等（国民宿舎「鶉の岬」、カントリープラザ「鶉の岬」）</li> </ul> </li> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島セントラルビル（鹿島都市開発（株））</li> <li>・ 県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）</li> <li>・ 笠間栗ファクトリー（株）への出資</li> <li>・ 里美野外活動センター</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設]</li> <li>・ 県立産業技術短期大学校</li> <li>・ 県立産業技術専門学院（水戸、日立、鹿島、土浦、筑西）</li> <li>・ つくば創業プラザ</li> <li>・ 県立笠間陶芸大学校</li> <li>・ いばらき量子ビーム研究センター</li> <li>[県出資団体等]</li> <li>・ 茨城県信用保証協会</li> <li>・ （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構</li> <li>・ （株）ひたちなかテクノセンター</li> </ul> </li> </ul>

回	開催日	審議事項等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株) つくば研究支援センター</li> <li>・ (公財) 茨城カウンセリングセンター</li> <li>・ (一財) 茨城県科学技術振興財団</li> </ul>
8	5月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株))</li> <li>・ 大洗鹿島線(鹿島臨海鉄道(株))</li> </ul> </li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>[県有施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波崎漁港海岸休憩施設</li> <li>・ 漁港施設(那珂湊漁港駐車場、那珂湊漁港水門、波崎漁港浄化施設)</li> <li>・ 自然観察施設等(奥久慈憩いの森、水郷県民の森、お手まき記念の森)</li> <li>・ 園芸リサイクルセンター</li> <li>・ 米平公共育成牧場</li> <li>・ 広域水道(県南西、鹿行、県中央)</li> <li>・ 工業用水道</li> <li>・ 中央病院</li> <li>・ こころの医療センター</li> <li>・ こども病院</li> </ul> </li> <li>[県出資団体等] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公社) 茨城県農林振興公社</li> <li>・ 茨城県農業信用基金協会</li> <li>・ (公社) 茨城県森林・林業協会</li> <li>・ (公財) 茨城県栽培漁業協会</li> <li>・ (公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会</li> <li>・ (公財) 茨城県防犯協会</li> <li>・ (公財) 茨城県暴力追放推進センター</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
9	6月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立産業技術専門学院(水戸、日立、鹿島、土浦、筑西)</li> <li>・ 県民の森等(県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館)</li> <li>・ 笠間栗ファクトリー(株)</li> <li>・ 洞峰公園</li> <li>・ 里美野外活動センター</li> </ul> </li> </ul>

回	開催日	開催日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白浜少年自然の家</li> <li>○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 [県有施設]</li> <li>・ 都市公園（偕楽園、弘道館公園、大洗公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、県西総合公園、砂沼広域公園、千波公園、霞ヶ浦総合公園、赤塚公園、港公園、沢渡川緑地、桜川緑地、北浦川緑地、芸大緑地、県庁東公園）</li> <li>・ 茨城港大洗港区の港湾環境整備施設（港中央公園（中央地区）及び大洗海浜公園（大洗マリーナ地区））</li> <li>・ 茨城港（常陸那珂港区、日立港区、大洗港区）及び鹿島港公共埠頭並びに土浦港</li> <li>・ 鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道（那珂久慈、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦常南、霞ヶ浦水郷、利根左岸さしま、鬼怒小貝、小貝川東部）</li> <li>・ 県営住宅及び共同施設</li> <li>・ 大洗港フェリーターミナルビル（（株）茨城ポートオーソリティ）</li> <li>[県出資団体等]</li> <li>・ （一財）茨城県建設技術公社</li> <li>・ （一財）茨城県建設技術管理センター</li> <li>・ 鹿島埠頭（株）</li> <li>・ （株）茨城ポートオーソリティ</li> </ul>
10	7月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有識者意見聴取（オンライン） 地方分権の進展等に呼応した地方議会の役割、議員の職務等の明確化等に関する地方自治法の一部改正に係る経緯、趣旨、概要等について 全国都道府県議会議長会議事調査部長 下田正幸 氏</li> <li>○ 継続審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笠間栗ファクトリー（株）</li> </ul> </li> <li>○ 調査結果報告の章立て及び項目（案）の検討、県有施設・県出資団体等に係る総括的審議、提言等</li> </ul>

回	開催日	審議事項等
11	9月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笠間栗ファクトリー(株)</li> </ul> </li> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民宿舎「鵜の岬」等(国民宿舎「鵜の岬」、カントリープラザ「鵜の岬」)</li> <li>・ 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株))</li> <li>・ 土浦港</li> </ul> </li> <li>○ 調査結果報告(最終提言案)の検討</li> </ul>
12	9月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株))</li> </ul> </li> <li>○ 調査結果報告(最終提言案)の決定</li> </ul>

# 関 連 資 料

## 1 県有施設（公の施設等）に関する資料

- (1) 県有施設の施設数・利用者数・維持管理費の推移（H26～R5） . . . . . 167
- (2) 令和5年度末期限の指定管理更新対象施設 . . . . . 171
- (3) 茨城県公共施設等総合管理計画（概要） . . . . . 175

## 2 県出資団体等に関する資料

- (1) 県出資団体等（指導監督基準対象法人）一覧（令和5年7月1日現在）、出資団体削減一覧、経営評価結果の推移 . . . . . 177
- (2) 県の人的支援状況、県の財政的支援状況、出資団体等の経営評価状況について . . . . . 181
- (3) 令和4年度県出資法人等経営評価結果一覧（法人形態別） . . . . . 191
- (4) 本県財政の現況 . . . . . 192

## 3 委員会に関する資料

- (1) 本委員会の設立趣旨・審議経緯・調査結果報告等（イメージ図） . . . . . 194
- (2) 地方自治法の改正と地方議会の活性化（第10回委員会有識者説明資料・抜粋） . . . . . 195
- (3) 委員長から議長に対する公の施設等に係る運営状況報告について（令和6年5月31日付け） . . . . . 217

第 1 回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について  
～公の施設等の概要（参考資料）～

（総務部）

令和 5 年 8 月 2 日（水）

## 1 施設数の推移について

- 公の施設等を、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」（総務省、3年毎に実施）の分類に基づき、学校、道路、河川を除いて分類すると、区分毎の施設数の推移は下表のとおりとなっている。
- 公の施設等の施設数は、令和5年7月現在、111施設。

表1) 施設数

施設区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
レクリエーション・スポーツ		10	10	9	9	10	10	10	10	9	9
産業振興		10	10	10	10	10	9	9	9	9	9
基盤	公園	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16
	インフラ	31	31	31	31	31	31	30	30	29	27
文教		26	26	26	26	26	26	25	25	25	25
社会福祉		14	14	14	14	13	13	13	12	12	12
その他※		17	17	17	17	17	16	14	14	13	13
計		125	125	123	123	123	121	117	116	113	111

※ 県が市町村や団体等に貸し付けなどにより管理を委任している施設

## 2 利用者数等の推移について

- 主な公の施設（年間利用者数 10 万人以上、過去の調特での提言施設等）の利用者数は下表のとおり。
- 平成 26 年度と令和 4 年度で比較すると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすい貸館を行っている施設（つくば国際会議場、県民文化センター、総合福祉会館）や社会教育施設（さしま少年自然の家、県西生涯学習センター）は、他施設と比べて利用者数の減少率が高い傾向にあり、新型コロナウイルスの感染拡大以前から低減傾向となっている施設もある。
- なお、県民の森・植物園については、無料も含めた全利用者数を計上しているが、コロナ禍による三密回避等の理由により、利用者数を維持している。

表 2) 利用者数等

(人)

施設区分	利用者数の考え方	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4/H26
カシマサッカースタジアム	全利用者	439,782	528,700	621,404	634,877	609,241	628,514	246,230	317,198	454,913	1.03
国民宿舎「鶉の岬」	有料のみ	70,893	75,208	74,205	75,124	74,679	68,466	40,566	41,560	58,177	0.82
笠松運動公園	有料のみ	890,174	772,510	547,019	422,441	625,941	674,547	235,193	384,512	444,059	0.50
偕楽園	有料のみ	164,447	176,520	190,699	164,727	170,415	115,021	60,864	72,769	131,525	0.80
洞峰公園	有料のみ	257,265	268,513	270,543	265,934	269,929	267,695	194,111	178,981	234,420	0.91
つくば国際会議場	全利用者	211,030	218,186	212,047	224,748	211,545	200,027	69,709	77,987	153,357	0.73
県民文化センター	全利用者	635,752	634,242	604,882	597,622	609,734	513,727	129,695	237,272	339,509	0.53
県民の森・植物園	全利用者	212,944	215,445	227,483	237,742	239,992	254,815	214,564	257,275	264,314	1.24
さしま少年自然の家	全利用者	85,060	82,784	74,365	74,023	72,516	72,715	13,514	21,420	47,599	0.56
県西生涯学習センター	全利用者	169,985	168,927	170,112	170,265	170,530	121,964	52,419	66,609	100,167	0.59
県立歴史館	全利用者	169,195	177,385	172,840	175,023	183,928	173,714	90,716	112,009	172,324	1.02
総合福祉会館	全利用者	149,919	151,816	150,365	147,460	131,503	108,813	29,871	34,470	59,719	0.40
あすなろの郷	入所者	487	487	484	482	474	464	454	442	432	0.89

※ 国民宿舎「鶉の岬」には、カントリープラザ「鶉の岬」を含む。利用者数は、国民宿舎の宿泊者とカントリープラザの利用者の合計。

※ 偕楽園の利用者数は、好文亭利用者数のみ。

※ 県民の森・植物園には、森のカルチャーセンター、きのこ博士館を含む。

### 3 維持管理費の推移について

- 主な公の施設の維持管理費は下表のとおり。
- 平成26年度と令和4年度で比較すると、多くの施設では新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、利用者数が大きく減少しているものの、維持管理費について大幅な低減は見られない。

表3) 維持管理費

(百万円)

施設区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4/H26
カシマサッカースタジアム	230	243	305	291	392	360	358	398	380	1.65
国民宿舎「鵜の岬」	785	756	725	751	774	781	626	631	721	0.92
笠松運動公園	479	453	460	463	475	453	427	476	519	1.08
偕楽園	527	488	535	537	561	675	612	590	620	1.18
洞峰公園	298	309	303	298	297	299	292	291	271	0.91
つくば国際会議場	521	492	480	494	515	517	305	324	420	0.81
県民文化センター	300	302	282	282	276	293	251	269	291	0.97
県民の森・植物園	128	125	128	121	122	113	109	118	120	0.94
さしま少年自然の家	95	87	85	91	91	92	89	88	92	0.97
県西生涯学習センター	135	134	128	129	127	126	123	119	122	0.90
県立歴史館	262	264	277	288	307	326	331	351	346	1.32
総合福祉会館	117	116	118	115	118	114	107	106	107	0.91
あすなろの郷	3,041	2,963	2,780	2,994	2,903	2,908	2,817	2,879	2,852	0.94

- ※ 維持管理費は施設の運営に必要な人件費、管理費（光熱水費、施設管理費等）、修繕費（大規模な修繕費等は除く。）の計。
- ※ 国民宿舎「鵜の岬」の維持管理費は、カントリープラザ「鵜の岬」を含んだ費用。
- ※ 偕楽園の維持管理費は、弘道館公園外4公園等を含んだ費用。
- ※ 洞峰公園の維持管理費は、赤塚公園を含んだ費用。R4は洞峰公園の一部にパークPFIを導入。
- ※ 県民の森・植物園の維持管理費は、森のカルチャーセンター、きのこ博士館を含んだ費用。

## 第1回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

### 公の施設等について ～対応状況～

(総務部)

令和5年8月2日(水)

#### 4 今年度末期限の指定管理の更新について

##### (1) 提言及び取組状況

- ・ 民間活力の導入の観点から、県が管理運営を行っている 98 施設中、60 施設に指定管理者制度を導入。

表 5) 提言の内容と取組状況

提 言 の 内 容	取 組 状 況																				
<p>○ 外部委託等の民間活力導入については、県の基本方針に沿って具体的な経費削減の取組を一層進めるべき。</p> <p>○ 指定管理者制度については、<u>施設の更新時期にあたって、原則公募など県改革案の方向に沿って適切な運用を図るとともに、未導入の県有施設についてはより一層の導入を検討すべき。</u> [H20 再建調特]</p> <p>○ 県有施設の管理については、県が直接管理する場合を除き、<u>指定管理者制度により、民間事業者も含め幅広く担い手の参入を求め、県民サービス向上や施設運営の効率化を図るべき</u>である。県有施設の管理を主な目的とする県出資団体については、担い手の育成・参入状況を睨みながら、廃止の時期を判断していくべき。 [H22 出資調特]</p>	<p>○ 提言のあった平成 22 年度に比べ、公の施設における指定管理者制度の導入割合は約 4.3%増加。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公の施設</th> <th style="text-align: center;">指定管理</th> <th style="text-align: center;">直営施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">H22 : A</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td style="text-align: center;">62 (56.9%)</td> <td style="text-align: center;">47 (43.1%)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;"><b>R5 : B</b></td> <td style="text-align: center;"><b>98</b></td> <td style="text-align: center;"><b>60 (61.2%)</b></td> <td style="text-align: center;"><b>38 (38.8%)</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">差引(B-A)</td> <td style="text-align: center;">△11</td> <td style="text-align: center;">△2(+4.3%)</td> <td style="text-align: center;">△9(△4.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注) カッコ内は、公の施設全体に対する割合</p>			区分	公の施設	指定管理	直営施設	H22 : A	109	62 (56.9%)	47 (43.1%)	<b>R5 : B</b>	<b>98</b>	<b>60 (61.2%)</b>	<b>38 (38.8%)</b>	差引(B-A)	△11	△2(+4.3%)	△9(△4.3%)		
	区分	公の施設	指定管理	直営施設																	
	H22 : A	109	62 (56.9%)	47 (43.1%)																	
<b>R5 : B</b>	<b>98</b>	<b>60 (61.2%)</b>	<b>38 (38.8%)</b>																		
差引(B-A)	△11	△2(+4.3%)	△9(△4.3%)																		
<p>○ 現在の指定管理の期限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">今年度末期限</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr style="border: 2px dashed black;"> <td style="text-align: center;"><b>うち更新予定</b></td> <td style="text-align: center;"><b>20</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち更新なし</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R6 年度末期限</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R7 年度末期限</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R8 年度末期限</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R9 年度末以降期限</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設数	今年度末期限	24	<b>うち更新予定</b>	<b>20</b>	うち更新なし	4	R6 年度末期限	-	R7 年度末期限	22	R8 年度末期限	6	R9 年度末以降期限	8	計	60			
区分	施設数																				
今年度末期限	24																				
<b>うち更新予定</b>	<b>20</b>																				
うち更新なし	4																				
R6 年度末期限	-																				
R7 年度末期限	22																				
R8 年度末期限	6																				
R9 年度末以降期限	8																				
計	60																				

(2) 指定管理の更新に向けた手続き

- ・ 指定管理を更新する予定の20施設については、令和5年第2回定例会の各常任委員会において、指定管理の指定方針を説明しているところ。
- ・ これらの施設については、今後速やかに公募の手続きを開始し、次期指定管理者の選定を進め、令和5年第4回定例会において指定管理者の指定に関する議案を提出する予定である。

表6) 指定管理更新対象施設

No	施設名	現在の指定管理者	募集条件	
			区分	期間
1	県民文化センター	(公財) いばらき文化振興財団	公 募	5 年
2	鳥獣センター	(公社) 茨城県農林振興公社	公 募	5 年
3	あすなろの郷	(社福) 茨城県社会福祉事業団	非公募	1 年
4	青少年会館 (ユースホステルを除く。)	ユース・アイマネジメントグループ	公 募	5 年
5	ラク・ハイツ	(社福) 茨城県母子寡婦福祉連合会	公 募	5 年
6	大洗マリンタワー	大洗町	非公募	1 年
7	奥久慈憩いの森	大子町	公 募	5 年
8	県民の森	(公社) 茨城県農林振興公社	公 募	5 年
9	植物園			
10	森のカルチャーセンター			
11	きのこ博士館			
12	水郷県民の森	(公社) 茨城県農林振興公社	公 募	5 年
13	波崎漁港海岸休憩施設	神栖市	公 募	5 年
14	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	大洗町	非公募	1 年
15	赤塚公園	橋本造園土木 (株)	公 募	1 年

No	施設名	現在の指定管理者	募集条件	
			区分	期間
16	県西総合公園	筑西広域市町村圏事務組合	公 募	5 年
17	笠間芸術の森公園	笠間市	非公募	1 年
18	大洗公園	茨城県造園業協同組合	公 募	5 年
19	中央青年の家	NPO 法人日本スポーツ振興協会	公 募	5 年
20	さしま少年自然の家	(公財) 茨城県教育財団	公 募	5 年

※ 指定管理の更新スケジュール

時 期	事 項
令和5年 6月	第2回定例会において指定方針の説明（関係常任委員会）
8月～9月	指定管理者候補の募集（約2か月間）
10月	指定管理者候補の選定（外部有識者等を交えた選定委員会の開催）
12月	第4回定例会において指定管理者の指定議案の提出
令和6年 4月	新たな指定管理者による管理運営の開始

# 茨城県公共施設等総合管理計画の概要

R4.3 改訂

## 計画の策定

**計画策定の目的**

- 全ての公共施設等（※）の現状及び将来の見通しを把握し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。
- ※公共施設等…庁舎等建物系施設のほか、道路等インフラ系施設を含む。

**対象施設**

- 県が保有する全ての施設
  - <建物系施設> 総延床面積 約 3,780 千㎡ 等  
(教育施設 45.0%、庁舎等 25.3%、県営住宅 23.3%、警察施設 6.4%)
  - <インフラ系施設>  
道路 4,144 km、橋りょう 2,786 橋 他

**計画期間**

平成 27 (2015) 年度から  
令和 16 (2034) 年度まで  
(20 年間)

※社会情勢の変化等により適宜見直し

**施設保有量の推移**  
(H25 (2013) → R2 (2020))

- ・庁舎等 346 施設 → 330 施設
- ・学校 121 校 → 118 校
- ・道路 4,176 km → 4,144 km
- ・橋りょう 2,757 橋 → 2,786 橋 他

## 公共施設等の現状

**公共施設等の現状(施設の老朽化)**

- 施設の多くが、高度経済成長期等に整備されている。
  - <建物系施設>  
建築後 30 年以上 約 6 割
  - <インフラ系施設>  
30 年後更新時期を迎える施設 約 8 割
- 今後、更に老朽化等が進行し、その対策に要する費用の増加が見込まれる。

## 将来の見通し

**県内人口の見通し(人口減少の進行)**

- 公共施設等については、今後の人口減少の進展等による人口構造の変化に伴い、利用需要等の変化が予測される。

(R2 (2020) → R32 (2050))

- ・県内人口 287 万人 → 255 万人 (▲11.1%)
- ・若年者人口 33 万人 → 35 万人 (6.1%)
- ・高齢者人口 85 万人 → 90 万人 (5.9%)

※R32 推計は、第 2 次茨城県総合計画による推計値

## 今後 30 年間の経費見込 (試算) < 2021 (R3) ~ 2050 (R32) >

	単純更新 A	長寿命化対策実施後 B	効果額 (B - A) C	現在要している経費 (※) D	現在要している経費との差 D - B
建物系施設	1 兆 4,517 億円 (484 億円/年)	6,308 億円 (210 億円/年)	▲8,209 億円 (▲274 億円/年)	(116 億円/年)	(▲94 億円/年)
インフラ系施設	2 兆 0,016 億円 (667 億円/年)	1 兆 2,794 億円 (426 億円/年)	▲7,222 億円 (▲241 億円/年)	(286 億円/年)	(▲140 億円/年)
合計	3 兆 4,533 億円 (1,151 億円/年)	1 兆 9,102 億円 (636 億円/年)	▲1 兆 5,431 億円 (▲515 億円/年)	(402 億円/年)	(▲234 億円/年)

※「現在要している経費」は、維持管理・更新等の H27~R2 の過去 6 年実績額平均  
※試算の考え方

	単純更新 A	長寿命化対策実施後 B
維持管理・更新等の考え方	事後保全型	予防保全型
目標使用年数	60 年(建物系(庁舎等))	80 年(建物系(庁舎等))

## 財政状況

- 歳入面では、生産年齢人口の減少に伴う税収の減が見込まれる一方、歳出面では、少子高齢化の進展による高齢者人口の増加に伴う社会保障関係費の増加が見込まれる。
- そのため、本県財政は、より一層厳しくなっていく見込み。

## 【有形固定資産減価償却率の推移】

	H30	R 元	R2
有形固定資産減価償却率	52.3%	53.3%	54.5%

※有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の比率(減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標)

## 管理に関する基本的な方針

- 公共施設等の安全・安心な利用を基本としながら、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目指す。

### 基本方針1 「長寿命化の推進」

- 建物系施設、インフラ系施設それぞれの特性に応じ、計画的な維持管理等を進めることで、施設の安全性を確保しながら物理的耐用年数まで使用することを目標とし、施設の利用等のサービスが長期間・持続的に提供できるよう取り組む。

①点検・診断等	適切な点検及び劣化状況等の把握（有資格者による法定点検、施設管理者による日常点検）
②維持管理・修繕・改修	計画的な修繕等（予防保全）の実施
③安全確保	危険箇所の早期修繕、老朽化施設等の解体・撤去
④耐震化	防災拠点等建築物の耐震化（H27まで）
⑤長寿命化	目標使用年数・予防保全対象建築物などの基準の整備、使用年数延長によるライフサイクルコストの低減、改修等費用の縮減に資する工法、材料の採用
⑥ユニバーサルデザイン化	誰もが利用しやすい環境の整備

### 基本方針2 「資産総量の適正化」

- 人口動態や社会情勢を踏まえ、施設の最適な規模・機能等を検討し、施設の集約化等により、資産総量の適正化に取り組む。
- 施設類型ごとの役割、特性等も考慮しながら資産総量の適正化を推進していく。

⑦統合・廃止	縮小できる施設や必要がなくなった施設の統合、廃止等を検討
--------	------------------------------

### 基本方針3 「資産の有効活用の推進」

- 民間活力の導入などにより、維持管理コストの削減に取り組むとともに、県有施設を経営資源ととらえ、資産活用による収入増加を図る。

⑧資産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金等の活用（PFI等）</li> <li>・有効活用の検討（ネーミングライツ等）</li> <li>・未利用財産の売却促進</li> <li>・受益者負担の見直し</li> <li>・省エネルギーの推進</li> </ul> 等
----------	---

## 取組体制

### 全庁的な取組体制の整備

- 組織：公共施設等総合管理  
計画推進委員会
- 役割：○計画の推進、進行管理、調整  
○技術支援等の推進体制づくり等

## 課題

### 今後の課題

- ①財政負担の調整
  - ・長寿命化対策・更新時期の分散化による財政負担の軽減・平準化
  - ・更新費と新規整備費との予算配分の調整
  - ・県債残高の抑制と補助金等による財源の確保
  - ・公共施設長寿命化等推進基金の積み立てによる将来の財政負担の軽減、長寿命化対策の計画的な実施
  - ・財源の確保に向けた国への働きかけ
- ②情報の一括管理  
施設情報の一括管理を図り、維持管理費を最適化・効率化

## フォローアップ

### フォローアップの実施方針

- ・PDCAサイクル等による進捗管理、取組評価、計画の見直し
  - ・時代に合わせた行政サービス水準の検討及び整備
  - ・県民の理解を得るための情報公開
- 等

第 1 回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

出資団体改革等の推進について  
～ 出資団体一覧等（参考資料） ～

（ 総務部 ）

令和 5 年 8 月 2 日（水）

◆出資団体（指導監督基準対象法人）一覧（令和5年7月1日現在）

（単位：百万円）

番号	所管部課	団体名	事務所 の所在	主な事業	出資状況 (R5.7.1現在)			県の人的関与の状況 (R5.7.1現在)						県の財政的関与の状況 (R4)				決算状況 (R4)		経営評 価結果 (R4) ※	審査団体 標準審査団体									
					出資総額	県出資額	県出資 比率 (%)	役員数			職員数			補助金	委託料	指定管理料	計	債務保 証・損 失補償 等	貸付金 残高			当期損益 (正味財 産増減)	債務超過額							
								総数	常勤	非常勤	総数	管理職	一般職																	
1	政策企画部	地域振興課	鹿嶋市	鹿嶋セントラルビルの賃貸及び鹿嶋セントラルホテルの経営 鹿嶋島下水道事務所等の施設管理受託等	1,481	693	46.8%	14	0	2	2	0	204	0	0	0	0	0	0	0	0	313	946	1,259	0	6,085	321	4,295	D	審査団体
2	交通政策課	鹿島臨海鉄道(株)	大洗町	貨物及び旅客の運送、JR貨物及びJR東日本からの業務受託等	1,226	362	29.5%	20	0	2	3	0	81	1	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	0	0	△59		B	
3	生活文化課	(公財)いばらき文化振興財団	水戸市	芸術文化活動団体等への助成及び各種公演事業の実施 県民文化センター、大洗水族館の管理受託等	30	30	100.0%	14	0	2	1	0	67	0	0	0	0	0	0	0	154	43	193	390	0	0	438		A	
4	県民生活環境部	資源循環推進課	笠間市	産業廃棄物、一般廃棄物の処理 次期最終処分場の整備に係る調査等	768	768	100.0%	9	0	2	2	3	16	2	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	947		A	準審査団体
5	防災・危機管理部	消防安全課	水戸市	消防思想の普及啓発、消防職員の福利厚生等	318	116	36.6%	33	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	12	2	0	14	0	0	0		A	
7	保健医療部	保健医療課	結城市	結城看護専門学校の運営	1,000	750	75.0%	11	0	1	4	0	13	1	0	4	0	0	0	26	0	0	26	0	0	△25		B	準審査団体	
8	福祉部	障害福祉課	つくば市	臓器移植の普及促進と慢性腎臓病の予防対策	418	281	67.3%	13	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		A	
9	福祉部	障害福祉課	水戸市	県立あすなろの郷の指定管理業務受託等	10	10	100.0%	9	0	1	1	2	232	3	0	0	0	0	0	48	11	2,852	2,911	0	0	22		B	審査団体	
10	営業戦略部	国際海外チーム	水戸市	在県外国人に対する支援、グローバル交流・協力の推進等	491	300	61.1%	22	0	1	1	3	4	2	0	0	0	0	0	85	10	0	95	0	0	0		A		
11	立地推進部	立地整備課	水戸市	土地開発事業、宿泊施設事業、茨城空港旅客ターミナル事業、水道事業等	130	80	61.5%	16	0	4	4	0	169	2	1	6	12	67	1,380	0	1,447	0	1,842	0	0	61		A	審査団体	
12	産業戦略部	産業政策課	水戸市	中小企業等の借入れに際しての債務保証等	38,614	3,809	9.9%	16	0	2	1	0	98	0	0	0	0	0	349	0	0	349	0	0	2,243		A			
13		産業政策課	水戸市	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構 基金事業等	38	38	100.0%	12	0	1	3	1	21	1	0	0	0	0	309	48	0	357	0	0	6		A			
14		産業政策課	水戸市	(株)ひたちなかテクノセンター ひたちなか市	産業高度化のための研究支援及び研究開発等の賃貸等	100	41	41.2%	18	0	2	3	0	7	0	1	0	0	0	104	0	104	0	0	40		A			
15		技術革新課	つくば市	(株)つくば研究支援センター 産学官連携による新事業創出支援及び試験研究室等の賃貸等	2,800	513	18.3%	16	0	1	1	1	8	0	0	0	0	0	0	29	3	32	0	0	54		A			
16		労働政策課	水戸市	(公財)茨城カウンセリングセンター 労働者等の心の悩みに対するカウンセリング、各種講座・セミナーの開催等	88	10	11.3%	17	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	3	3	0	6	0	0	1		A			
17	科学技術振興課	つくば市	(一財)茨城県科学技術振興財団 科学技術振興事業や江崎玲於奈賞等の研究開発奨励事業及びつくば国際会議場の管理運営等	35	35	98.0%	12	0	1	2	0	5	1	0	1	1	8	16	0	24	0	0	4		A					
19	畜産課	茨城町	(株)茨城県中央食肉公社 家畜のと畜解体、食肉市場の開設運営及び食肉の処理加工販売等	1,901	538	28.3%	20	0	2	3	0	70	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	△11		B		
20	農業経営課	水戸市	(公社)茨城県農林振興公社 農地中間管理業務、野菜価格安定業務、自然観察施設管理運営業務等	15	15	100.0%	21	0	4	0	2	33	1	0	9	0	670	187	142	999	16	0	1	0	0	1		A	準審査団体	
21	農林水産部	水産課	水戸市	茨城県農業信用基金協会 農業者等の借入れに際しての債務保証等	4,531	689	15.2%	12	0	1	1	1	16	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	9		A				
22	水産振興課	鹿嶋市	(公財)茨城県増殖漁業協会 水産動物種苗の生産・放流、放流効果の検証、水産動物種苗の生産・放流に関する技術開発等	127	56	44.1%	18	0	1	1	0	8	0	0	0	0	51	150	0	201	0	0	11		A					
23	農地整備課	水戸市	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会 国営事業等土地改良負担軽減対策資金の造成及び運用・管理等	600	300	50.0%	18	0	1	3	0	1	0	0	0	0	7	0	0	7	0	0	△22		A					
24	土木部	検査指導課	水戸市	(一財)茨城県建設技術公社 建設に関する調査、設計、積算及び工事施工管理の受託 建設に関する技術研修会等の開催等	74	10	13.5%	11	0	3	1	2	82	1	1	0	0	0	1,353	0	1,353	0	0	119		A	準審査団体			
25		検査指導課	水戸市	(一財)茨城県建設技術管理センター 建設業に係る材料試験及び建設副産物有効利用事業 建設技術者に対する建設技術講習会等の実施等	112	28	25.0%	16	0	2	2	1	32	0	1	0	0	0	12	0	12	0	0	22		A				
26		道路維持課	水戸市	茨城県道路公社 有料道路の建設、維持管理 道路に関する巡回調査等の受託	10,040	8,309	82.6%	4	0	2	2	0	5	0	0	0	0	174	0	174	178	557	5		C	準審査団体				
27		港湾課	神栖市	鹿島埠頭(株) 鹿島港における曳船・通船事業、倉庫事業、港湾施設の管理受託等	300	150	50.0%	13	1	1	2	0	122	0	0	0	0	0	118	0	118	0	0	350		A				
28		港湾課	東海村	(株)茨城ポートオーソリティ 茨城港における港湾施設の管理受託、船舶代理店業、商業施設用地等の賃貸、物流倉庫の運営等	2,948	1,561	53.0%	19	0	3	2	1	27	2	0	0	0	0	537	0	537	0	0	239		A				
29	都市計画課	水戸市	茨城県土地開発公社 公共用地等の取得、管理及び処分等	30	30	100.0%	8	0	3	5	0	20	1	0	10	0	0	0	0	0	0	7,630	303		C	審査団体				
30	教育庁	総務課	水戸市	(公財)茨城県教育財団 社会教育施設等の管理受託 埋蔵文化財の発掘調査等の受託等	10	10	100.0%	10	0	2	0	1	71	7	1	36	0	0	591	712	1,303	0	0	7		B	審査団体			
31	保健体育課	水戸市	(公財)茨城県スポーツ協会 各種体育大会及び指導者講習会等の開催 県立運動公園の管理受託等	69	35	50.9%	34	0	1	3	2	18	2	2	10	0	192	8	545	745	0	0	△23		A					
32	警察本部	生活安全総務課	水戸市	(公財)茨城県防犯協会 防犯思想の普及高揚、少年非行の防止及び健全育成活動の推進等	148	30	20.3%	19	0	1	0	2	2	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0		A				
33	警察本部	組織犯罪対策課	水戸市	(公財)茨城県暴力団放逐推進センター 暴力団員の不当行為予防に関する知識の普及及び相談 暴力団員の不当行為による被害者救済等	804	300	37.3%	10	0	1	0	0	4	0	0	0	3	0	3	0	3	0	0	△10		A				
合計（平均）					72,564	20,400	28.1%	521	1	54	55	27	1,482	27	10	82	18	2,024	5,157	5,392	12,573	194	16,114	4,891	4,295					

※ 「県の財政的関与の状況 (R4)」は、公共工業団地造成費を除く。

※ 「経営評価結果」は、A~Dの4段階で表示。Aは「概ね良好」、Bは「改善の余地あり」、Cは「改善措置が必要」、Dは「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」

## 出資団体削減一覧

○ 平成 26 年 7 月 1 日から令和 5 年 7 月 1 日までに削減した団体の内訳は、以下のとおり。

(41 団体 → 33 団体) (※10 団体削減、1 団体設立、1 団体援助法人追加)

### ■ 出資団体削減一覧

	団 体 名	削減理由 ( ) は削減年月日
1	日立埠頭(株)	(株)茨城ポートオーソリティ等に株式譲渡 (H27. 3. 24)
2	(公財)グリーンふるさと振興機構	解散 (H28. 3. 31)
3	筑波都市整備(株)	UR 関連会社の持株会社化による株式譲渡 (H28. 4. 1)
4	(株)いばらき IT 人材開発センター	解散 (H28. 6. 30)
5	(公財)つくば文化振興財団	県関与の見直し (H29. 4. 1)
6	茨城県漁業信用基金協会	全国漁業信用基金協会との合併 (H31. 4. 1)
7	(株)いばらき森林サービス	解散 (R2. 3. 31)
8	(公財)茨城県企業公社	(公財)茨城県開発公社に吸収合併 (R2. 7. 1)
9	(公財)茨城県中小企業振興公社	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構に吸収合併 (R2. 8. 1)※
10	(株)茨城放送	(株)茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメントに株式譲渡 (R4. 3. 24)

※令和 2 年 4 月 1 日、(一財)いばらき中小企業グローバル推進機構設立

令和 2 年 8 月 1 日、同機構が(公財)茨城県中小企業振興公社を吸収合併し、公益財団法人に変更

※令和 4 年 4 月 1 日、(公社)茨城県森林・林業協会が援助法人として追加

(援助法人：出資法人以外の法人であって県が財政的・人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているもの)

■ 経営評価結果の推移

番号	団体名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4									
1	鹿島都市開発(株)	大いに改善	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆									
2	鹿島臨海鉄道(株)	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	改善の余地	⇒									
3	(公財)いばらき文化振興財団	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
4	(一財)茨城県環境保全事業団	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
5	鹿島共同再資源化センター(株)	改善の余地	⇒	⇒	改善措置	⇒	改善の余地	⇒	改善措置	⇒									
6	(公財)茨城県消防協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
7	(社福)茨城県社会福祉事業団	改善の余地	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
8	(公財)茨城県看護教育財団	改善の余地	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
9	(公財)いばらき腎臓財団	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
10	(公財)茨城県国際交流協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
11	(公財)茨城県開発公社	改善措置	改善の余地	⇒	⇒	⇒	概ね良好	⇒	⇒	⇒									
12	茨城県信用保証協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
13	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構 (旧(公財)茨城県中小企業振興公社)	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	大いに改善を要する	概ね良好	⇒									
14	(株)ひたちなかテクノセンター	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	改善の余地	⇒	改善措置	概ね良好									
15	(株)つくば研究支援センター	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
16	(公財)茨城カウンセリングセンター	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
17	(一財)茨城県科学技術振興財団	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
18	(株)茨城県中央食肉公社	改善の余地	⇒	⇒	⇒	⇒	改善措置	⇒	改善の余地	⇒									
19	(公社)茨城県農林振興公社	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
20	茨城県農業信用基金協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
21	(公社)茨城県森林・林業協会									概ね良好									
22	(公財)茨城県栽培漁業協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
23	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
24	(一財)茨城県建設技術公社	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
25	(一財)茨城県建設技術管理センター	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
26	茨城県道路公社	大いに改善	◆	◆	◆	◆	改善措置	⇒	⇒	⇒									
27	鹿島埠頭(株)	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
28	(株)茨城ポートオーソリティ	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
29	茨城県土地開発公社	改善措置	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
30	(公財)茨城県教育財団	改善の余地	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
31	(公財)茨城県スポーツ協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
32	(公財)茨城県防犯協会	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
33	(公財)茨城県暴力追放推進センター	概ね良好	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒									
評価区分	概ね良好	26	63%	26	65%	27	73%	27	75%	27	75%	26	74%	23	70%	22	67%	24	73%
	改善の余地	8	20%	8	20%	7	19%	5	14%	5	14%	5	14%	5	15%	6	18%	5	15%
	改善措置	5	12%	4	10%	1	3%	2	6%	2	6%	3	9%	3	9%	4	12%	3	9%
	大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	2	5%	2	5%	2	5%	2	6%	2	6%	1	3%	2	6%	1	3%	1	3%
計	41		40		37		36		36		35		33		33		33		

※ ⇒評価変わらない ↗評価プラス ↘評価マイナス ◆大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要

※ (公社)茨城県森林・林業協会を援助法人として追加 (R4年度)

## 第 1 回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

### 出資団体改革等の推進について ～ 出資団体等の概要（参考資料） ～

（ 総務部 ）

令和 5 年 8 月 2 日（水）

## 1 県の人的支援状況について

### (1) 団体の役員数

- 令和5年7月1日現在の役員数は、総数521人（常勤76人、非常勤445人）
- 常勤役員76人のうち、県派遣職員は1人、元県職員は54人
- 平成26年と比較すると、総数で83人減少（常勤△12人、非常勤△71人）
- 常勤役員のうち県派遣職員及び元県職員の数は、平成26年の54人から55人と1人増加

#### ■ 団体の役員数の比較（各年7月1日現在）

（単位：人）

区分(年)		総数	常 勤				非 常 勤					
			県派遣 職 員	元県 職員	小計	その他 ※1	計	県職員 兼 務	元県 職員	小計	その他 ※1	計
H26 (A)	会 社 法 法人以外	405	1	36	37	12	49	36	19	55	301	356
	会 社 法 法 人	199	1	16	17	22	39	22	1	23	137	160
	計	604	2	52	54	34	88	58	20	78	438	516
R5 (B)	会 社 法 法人以外	388	0	41	41	8	49	39	25	64	275	339
	会 社 法 法 人	133	1	13	14	13	27	16	2	18	88	106
	計	521	1	※2 54	55	21	76	55	27	82	363	445
増 減(B)-(A)		△83	△1	2	1	△13	△12	△3	7	4	△75	△71

※1「その他」は、プロパー職員、企業OB、企業等からの派遣職員など

※2 常勤役員における元県職員の実人数は、茨城県開発公社3人と茨城県土地開発公社3人が併任となっているため51人(平成26年：50人(2人併任))である。

**(2) 団体の常勤職員数**

- ・ 令和5年7月1日現在の職員総数は1,482人、うち県派遣職員は109人
- ・ 平成26年と比較すると、総数で347人減少、うち県派遣職員数は36人減少

■ 団体の常勤職員数の比較 (各年7月1日現在)

(単位：人)

区分(年)		総数	内 訳				
			県派遣職員	元県職員	小 計	プロパー職員	その他※
H26 (A)	会社法法人以外	953	135	15	150	743	60
	会社法法人	876	10	0	10	797	69
	計	1,829	145	15	160	1,540	129
R5 (B)	会社法法人以外	932	106	27	133	742	57
	会社法法人	550	3	1	4	503	43
	計	1,482	109	28	137	1,245	100
増減(B)-(A)		△347	△36	13	△23	△295	△29

※「その他」は、再雇用者、市町村・企業等からの派遣職員など

**(3) 県派遣職員数**

- ・ 令和5年7月1日現在の県派遣職員は、110人(常勤役員1人、常勤職員109人)。平成26年の147人から37人減少
- ・ 平成26年県出資団体等調査特別委員会において提言された削減目標(平成21年度の261人から早期に2分の1程度に削減)を達成

#### (4) 常勤職員数の規模別団体数

- 令和5年7月1日現在、10人以下が12団体、11人～30人が8団体、合計20団体で全体の約61%
- 平成26年と比較すると、30人以下の団体の割合は同程度（H26：約61%）

#### ■ 常勤職員数の規模別団体数の比較（各年7月1日現在）

（単位：団体）

区分（年）		10人以下	11人～30人	31人～50人	51人～100人	101人～150人	151人以上	計
H26（A）	会社法法人以外	14	5	2	6	0	1	28
	会社法法人	4	2	1	3	1	2	13
	計	18	7	3	9	1	3	41
R5（B）	会社法法人以外	10	7	2	4	0	2	25
	会社法法人	2	1	1	2	1	1	8
	計	12	8	3	6	1	3	33
増減(B)-(A)		△6	1	0	△3	0	0	△8

#### (5) 知事・副知事の代表兼職団体数

- 令和5年7月1日現在の代表兼職は、知事が1団体、副知事が6団体。平成26年と比較すると、副知事が3団体増加  
内訳：4団体増加（（公財）茨城県看護教育財団、（公財）茨城県開発公社、（株）茨城県中央食肉公社、茨城県土地開発公社）  
1団体減少（（株）茨城ポートオーソリティ）

#### ■ 知事・副知事の代表兼職団体数の比較（各年7月1日現在）

（単位：団体）

区分（年）		知事	副知事	計
H26（A）	会社法法人以外	1	1	2
	会社法法人	0	2	2
	計	1	3	4
R5（B）	会社法法人以外	1	4	5
	会社法法人	0	2	2
	計	1	6	7
増減(B)-(A)		0	3	3

※ 知事・副知事の代表兼職団体

- 知事：茨城県スポーツ協会
- 副知事：茨城県看護教育財団、茨城県開発公社、いばらき中小企業グローバル推進機構、ひたちなかテクノセンター、茨城県中央食肉公社、茨城県土地開発公社

## 2 県の財政的支援状況について

### (1) 出資状況

- ・ 令和4年度末の出資総額が約726億円、うち県の出資額は約204億円(決算見込み)で全体額の28.1%
- ・ 平成26年度末と比較すると、県の出資額は約14億円の減少、出資比率は2.1%の減少

#### ■ 出資状況の比較

(単位 (金額) : 百万円)

区分(年度末)		団体数	出資総額	県出資額	県の出資比率
H26 (A)	会社法法人以外	28	54,081	16,795	31.1%
	会社法法人	12	18,122	5,029	27.8%
	計	(※1) 40	72,203	21,824	30.2%
R4 (B)	会社法法人以外	24	58,501	16,041	27.4%
	会社法法人	8	14,063	4,359	31.0%
	計	(※2) 32	72,564	20,400	28.1%
増減(B)-(A)	会社法法人以外	△4	4,420	△754	△3.7%
	会社法法人	△4	△4,059	△670	3.2%
	計	△8	361	△1,424	△2.1%

※1 日立埠頭(株)が出資法人等指導監督基準の対象外となったことにより、平成26年度末の団体数は40  
(平成27年3月24日に株式を茨城ポートオーソリティ等に譲渡)

※2 援助法人((公社)茨城県森林・林業協会)を除く。

## (2) 出資比率別団体数

- 令和4年度末現在で県が50%以上出資している団体が17団体、25%以上50%未満の団体が8団体、あわせて25団体で全体の約78%
- 平成26年度末と比較すると、25%以上出資している団体の割合は6%増加(H26:約72%)

### ■ 出資比率別団体数の比較

(単位: 団体)

区分(年度末)	出資比率	財団法人 社団法人	特殊法人	会社法法人	計
H26 (A)	50%以上	14	3	3	20( 50%)
	25%以上~50%未満	4	1	4	9( 22%)
	25%未満	4	2	5	11( 28%)
	計	22(55%)	6(15%)	12(30%)	40(100%)
R4 (B)	50%以上	12	3	2	17( 53%)
	25%以上~50%未満	4	0	4	8( 25%)
	25%未満	3	2	2	7( 22%)
	計	19(59%)	5(16%)	8(25%)	※32(100%)
増減(B)-(A)	50%以上	△2	0	△1	△3
	25%以上~50%未満	0	△1	0	△1
	25%未満	△1	0	△3	△4
	計	△3	△1	△4	△8

※援助法人((公社)茨城県森林・林業協会)を除く。

### (3) 県の財政関与状況

- 令和4年度に県が財政関与したものは、延べ41団体で公共工業団地造成費等を除いて約126億円(決算見込み)
- 平成26年度と比較すると、約4億円減少(主な減少:貸付金約11億円等)
- 平成26年県出資団体等調査特別委員会において提言された削減目標(150億円程度を上回らない)を達成

#### ■ 県の財政関与状況の比較

(単位(金額)):百万円

区分(年度)		会社法法人以外		会社法法人		計	
		団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
H26 (A)	補助金	14	1,666	3	30	17	1,696
	委託料	19	9,312	10	1,545	29	10,857
	(公共工業団地造成費等を除く)		8,631		1,545		10,176
	貸付金	2	870	1	200	3	1,070
	計	35	11,848	14	1,775	49	13,623
	11,167		1,775		12,942		
R4 (B)	補助金	16	2,015	2	9	18	2,024
	委託料	18	15,050	5	2,050	23	17,100
	(公共工業団地造成費等を除く)		8,499		2,050		10,549
	貸付金	0	0	0	0	0	0
	計	34	17,065	7	2,059	41	19,124
	10,514		2,059		12,573		
増減(B)-(A)	補助金	2	349	△1	△21	1	328
	委託料	△1	5,738	△5	505	△6	6,243
	(公共工業団地造成費等を除く)		△132		505		373
	貸付金	△2	△870	△1	△200	△3	△1,070
	計	△1	5,217	△7	284	△8	5,501
	△653		284		△369		

※ 委託料及び計の下段は、公共工業団地造成費等を除いた金額

※ 団体数の計は、延べ数

**(4) 損失補償等の状況** ※「損失補償等」とは、損失補償及び債務保証

- 令和4年度末の債務残高は、2団体約2億円。平成26年度末と比較すると、1団体、約22億円減少

■ 債務残高の比較

(単位(金額)): 百万円

区分(年度末)	会社法法人以外		会社法法人		計	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
H26(A)	3	2,424	0	0	3	2,424
R4(B)	2	※194	0	0	2	194
増減(B)-(A)	△1	△2,230	0	0	△1	△2,230

※ 内訳: (公社)茨城県農林振興公社 16百万円(損失補償)、茨城県道路公社 178百万円(債務保証)

**3 出資団体等の経営評価状況について**

**(1) 決算状況**

- 令和4年度末の当期損益では、黒字が25団体、赤字が8団体、累積損益では、黒字が30団体、赤字が3団体
- 平成26年度末と比較すると、当期損益の黒字団体の割合は76%で2%減少(H26:78%)、累積損益の黒字団体の割合は91%で6%増加(H26:85%)

■ 決算状況の比較

(単位: 団体)

区分(年度末)	当期損益(正味財産増減額)			累積損益(正味財産期末残高)			
	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	
H26(A)	会社法法人以外	20	8	28(70%)	27	1	28(70%)
	会社法法人	11	1	12(30%)	7	5	12(30%)
	計	31(78%)	9(22%)	40(100%)	34(85%)	6(15%)	40(100%)
R4(B)	会社法法人以外	20	5	25(76%)	25	0	25(76%)
	会社法法人	5	3	8(24%)	5	3	8(24%)
	計	25(76%)	8(24%)	33(100%)	30(91%)	3(9%)	33(100%)
増減(B)-(A)	△6	△1	△7	△4	△3	△7	

## (2) 収支状況

- 令和4年度末の当期損益は、利益額で約53億円、損失額で約4億円、差し引き約49億円の利益を計上
- 令和4年度末の累積損益は、利益額で約1,321億円、損失額で約84億円、差し引き約1,237億円の利益を計上
- 平成26年度末と比較すると、1団体当たりの当期損益は41百万円の減少(H26:189百万円の利益)、累積損益は約13億円の増加(H26:約24億円の利益)

### ■ 収支状況の比較

(単位：百万円)

区分(年度末)		当期損益(正味財産増減額)			累積損益(正味財産期末残高)		
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計
H26(A)	会社法法人以外	7,035	△331	6,704	97,131	△52	97,079
	会社法法人	964	△105	859	7,460	△8,015	△555
	計	7,999	△436	7,563	104,591	△8,067	96,524
R4(B)	会社法法人以外	4,277	△81	4,196	122,831	0	122,831
	会社法法人	1,005	△310	695	9,257	△8,389	868
	計	5,282	△391	4,891	132,088	△8,389	123,699

※1団体数当たりの当期損益：平成26年度は約189百万円(40団体)、令和4年度は約148百万円(33団体)

※1団体数当たりの累積損益：平成26年度は約2,413百万円(40団体)、令和4年度は約3,748百万円(33団体)

### (3) 経営評価の状況

- 令和4年度（令和3年度決算）は、「概ね良好」が24団体（73%）、「改善の余地あり」が5団体（15%）、「改善措置が必要」が3団体（9%）、「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」が1団体（3%）
- 平成27年度（平成26年度決算）と比較すると「概ね良好」は8%増加（H27:65%）
- なお、対応状況については、毎年第1回定例会の関係常任委員会で報告

#### ■ 経営評価の比較

（単位：団体）

区分(実施年度)		評価結果				計
		概ね良好	改善の余地あり	改善措置が必要	大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	
H27 (A)	会社法法人以外	20	5	2	1	28
	会社法法人	6	3	2	1	12
	計	26 (65%)	8 (20%)	4 (10%)	2 (5%)	40 (100%)
R4 (B)	会社法法人以外	20	3	2	0	25
	会社法法人	4	2	1	1	8
	計	24 (73%)	※1 5 (15%)	※2 3 (9%)	※3 1 (3%)	33 (100%)
増減 (B)-(A)	会社法法人以外	0	△2	0	△1	△3
	会社法法人	△2	△1	△1	0	△4
	計	△2	△3	△1	△1	△7

※1 「改善の余地あり」：鹿島臨海鉄道(株)、(公財)茨城県看護教育財団、(社福)茨城県社会福祉事業団、(株)茨城県中央食肉公社、(公財)茨城県教育財団

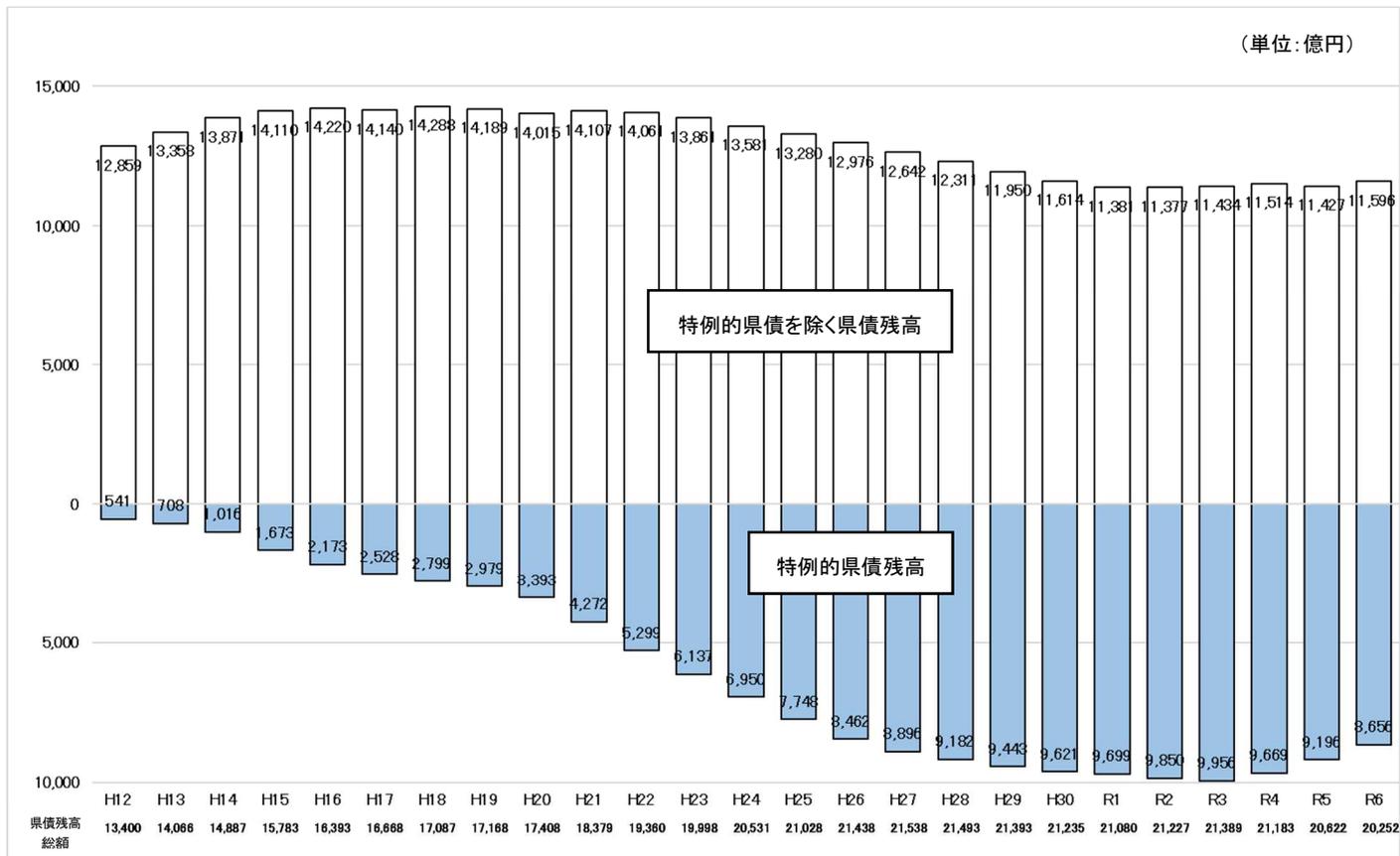
※2 「改善措置が必要」：鹿島共同再資源化センター(株)、茨城県道路公社、茨城県土地開発公社

※3 「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」：鹿島都市開発(株)



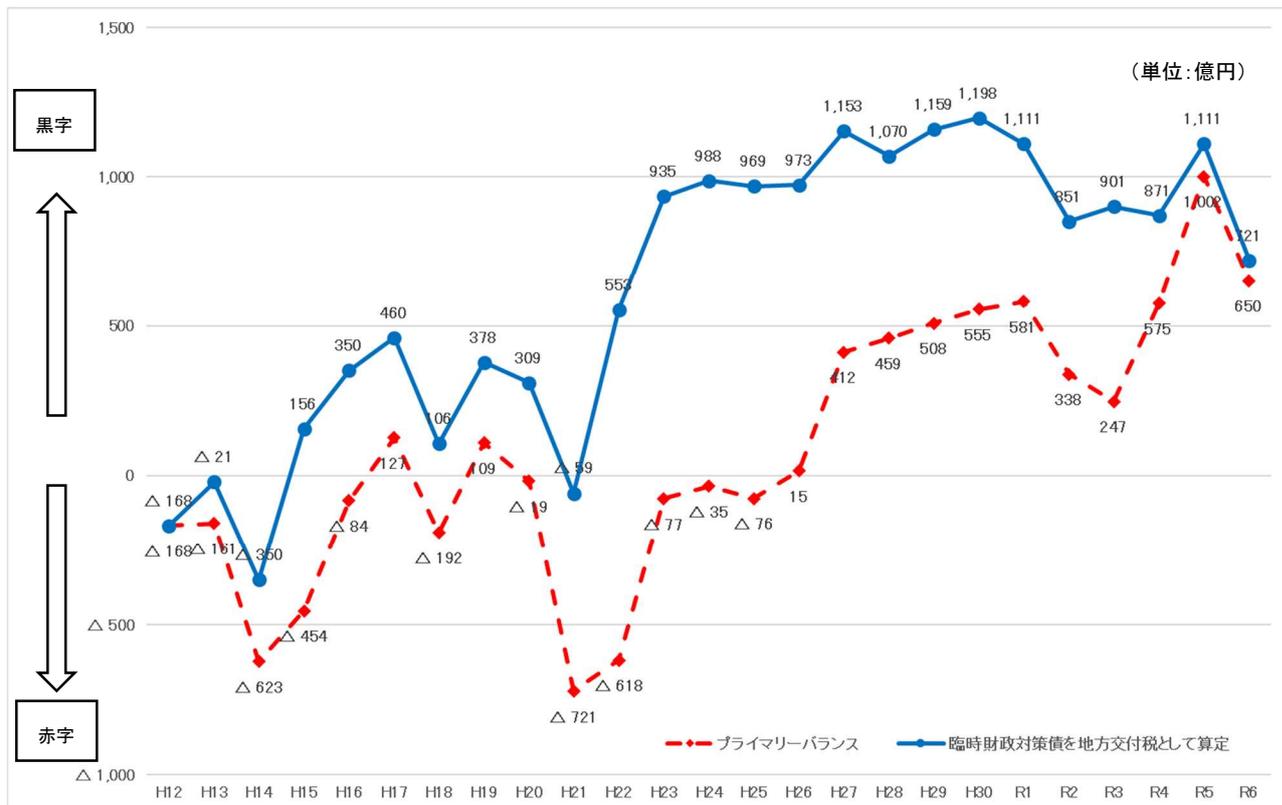
# 本県財政の現況

## (1) 県債残高の推移



- (注) 1 R5 までは決算額、R6 は当初予算時見込額。  
 2 「特例的県債」は、地方交付税の肩代わりのため発行した臨時財政対策債や、減収補填債など。  
 3 「特例的県債を除く県債」は、公共投資に充てた県債や、退職手当債、第三セクター等改革推進債など。  
 4 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

## (2) プライマリーバランスの推移



(注) R5までは決算額、R6は当初予算時見込額。

(参考) プライマリーバランス

現在の行政サービスに必要な歳出(過去の借金(県債)の元利償還金を除いた歳出)が、現在の世代が負担している歳入(県債・基金繰入金等を除いた県税収入などの歳入)で賄えているかどうかを示す財政収支。

算式: プライマリーバランス=

{(県債を除いた歳入) - (一般財源基金繰入・繰替運用等の歳入)} - (元利償還金を除いた歳出)

<p>R5.5.8公布</p>	<p>◆ <b>地方議会・議員の役割の明確化等に係る地方地自法一部改正</b></p> <p>背景：地域の多様な民意を集約する議会の役割の重要性、成り手不足の解消と議会運営への多様な人材の参画など</p> <p><b>地方自治法 第八十九条</b> (改正前) ※全文 普通地方公共団体に議会を置く。</p> <p>(改正後) ※関連主要条文・抜粋 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。</p> <p>② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。</p> <p>③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。</p>
<p>R5.6月</p>	<p>(茨城県における議会と執行部との役割を巡る事案及び課題)</p> <p>議会や地元住民等に対する説明・議論等の手続が不十分な状態で、執行部による鹿島セントラルビルの民間譲渡や洞峰公園の市への譲渡などの方針決定が公表。</p>
<p>[設置] R5.7.31</p>	<p>◆ <b>県有施設・県出資団体等調査特別委員会の設置</b></p> <p>【本委員会設置の趣旨等【第1回委員会議事録・委員長発言抜粋要約】】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、執行部から、県有施設の売却等の処分や出資団体等の事業の一部譲渡などの方針が打ち出されているところだが、具体の執行に当たっては、議会を含めた十分な議論を行い、県民の理解を得ることが重要。また、県民に対し十分な説明を果たすことも重要。</li> <li>こうしたことから、今般、議会において、人口減少社会における県有施設の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等について調査、検討を行う本委員会が設置されたことは、誠に時宜を得たもの。</li> </ul>
<p>[第1回] R5.8.2 ～ [第12回] R6.9.30</p>	<p>(調査特別委員会における審議等の経緯、成果等)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>① 9回にわたる委員会審議等の実施 調査対象として設定した県有施設（公の施設等）・出資団体等（全120施設及び全33団体）に係る執行部の運営状況等の審議等を実施</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>② 執行部による毎年2定での定期報告の実施 審議等を通じて、毎年1回、第2回定例会において、執行部から所管常任委員会に対して県有施設（公の施設等）の運営状況等を定期報告することが制度化</p> </div> </div> <p>◆ <b>調査結果報告書（案） ※主要項目抜粋</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>時代状況の変化、地方分権の進展等に呼応した地方議会の役割</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正</li> </ul> </li> <li>○ <b>県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全般に係る提言</li> <li>重点的に議論した施設・団体に対する提言</li> <li>個別の施設・団体に対する提言</li> </ul> </li> <li>○ <b>県議会（常任委員会）による県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行部からの県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告</li> <li>常任委員会を通じた継続的な関与</li> </ul> </li> </ul>
<p>[委員長報告] R6.3定</p>	<p>令和6年3定：委員長による調査結果報告</p>
<p>[2定定期報告] R7.2定～</p>	<p>◆ <b>常任委員会による県有施設（公の施設等）の運営状況等に対する継続的関与</b></p> <p>毎年第2回定例会において、執行部から所管常任委員会に対して県有施設（公の施設等）の運営状況等の定期報告 ⇒ 審議等に当たっての指針、視点等として調査結果報告書を承継</p>

資料の一部を抜粋のうえ掲載

茨城県議会  
県有施設・県出資団体等調査特別委員会  
全国都道府県議会議長会説明資料  
(令和6年7月22日)

# 地方自治法の改正と地方議会の活性化

---

全国都道府県議会議長会  
議事調査部長 下田 正幸

# 目 次

1	地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正	3
2	地方分権改革から地方自治法改正まで	6
3	地方自治法改正までの議論の経緯	11
4	参考資料	23

## **1 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正**

---

# 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正について

国会提出日：令和5(2023)年3月3日  
成 立 日：令和5(2023)年4月26日

## 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の概要

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行う。

### 1. 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

#### ① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

- 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。

#### ② 請願書の提出等のオンライン化

- 地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続（※）について、一括してオンライン化を可能とする。

※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の適用対象外。

### 2. 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

### 3. 公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

#### 【施行期日】

1 ①：公布の日（令和5年5月8日）

1 ②、2及び3：令和6年4月1日

（総務省資料を基に作成）

# 地方自治法改正後の地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に係る規定

## 地方議会に係る憲法の規定

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。  
② 地方公共団体の（略）議会の議員（略）は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

## 地方議会の役割等に係る地方自治法の規定

### <法改正前>

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。



### <法改正後>

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

(太字下線が改正により条文に新たに追加された部分)

## 国会の役割等に係る憲法の規定

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 (略)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② (略)

## 2 地方分権改革から地方自治法改正まで

---

# 地方分権改革から地方自治法改正まで

## 地方分権推進委員会

### 中間報告 (平成8年)

- 分権改革の効用を提示
  - ①民主主義の徹底
  - ②地方自治の本旨の実現
  - ③公金の有効利用
- 地方議会の役割強化を指摘

### 第1次勧告 (平成8年)

- 地方議会の権限拡大
- 地方分権時代を担う地方公共団体の行政体制の整備
- 住民参加の拡大の文脈で議会活性化に言及

### 第2次勧告 (平成9年)

- 議会の機能強化策を具体的に提示
- 議会の組織・構成の見直し
- 議会運営の改善（公開性向上等）
- その他（町村総会、クリーンな自治運営等）

## 平成11年 地方分権一括法

## 地方制度調査会

### 第28次 (平成18年)

- 議会の監視機能や政策形成機能の強化を提言
- 議会の招集権の見直しを検討すべきとした

### 第29次～第32次 (平成21年～令和2年)

- 議会制度の自由度の拡大
  - 議決事件の追加等の議会の機能強化
- など

### 第33次 (令和4年)

- 議員のなり手不足の深刻化**
- 多様な人材の参画促進**
- 議会の位置付け等の明確化**
- 議会のデジタル化**
- 開かれた議会、立候補環境の整備等

## 議会の機能強化等に係る地方自治法改正

- 専門的事項に係る調査制度の創設（平成18年）
- 議決事件の範囲の拡大（平成23年）
- 議長への臨時会招集権の付与（平成24年）

## 令和5年 地方自治法改正

- 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化
- 地方議会に係る手続のオンライン化

# 地方分権改革

---

## ポイント

- 分権改革—明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革
- 国と地方の質的関係の転換、上下・主従から対等・協力へ
- 事務権限の移譲ではなく、事務の自律性の確保
- 機関委任事務から自治事務、法定受託事務へ
- 地方自治の本旨を実現するために、団体自治と住民自治を拡充
- 民主主義の徹底

# 首長と議会

---

## ポイント

- 首長と議会それぞれが公選・代表。二元代表制（それぞれが民意を受けて活動）
- 議会は議決による意思決定、政策立案、監視、検査等を行う
- 与野党ではない関係、緊張関係
- 議員同士の議論の重要性
- 不信任・解散

### ポイント

- 地方議会の特徴
  - ① 住民の代表による合議制の「議事機関」
  - ② 議会と執行機関の抑制均衡（監視機能）
  - ③ 議決を通じた地方公共団体の重要な意思決定（条例、予算議決、重要な財産の取得・処分など）
  - ④ 政策提案
- 議会への住民参加の推進（住民とのコミュニケーション能力）
- 議会情報の発信強化（議会報に加え、動画、SNSなどの活用）
- 議員の活動・本質、支持基盤。誰の代表か。意見・利益の集約と実現・情報発信
- 議会への批判（広範な機能への期待）に対して活動の活性化でこたえる

### **3 地方自治法改正までの議論の経緯**

- ・ これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要
  - ・ 自由民主党総務部会地方議会の課題に関するPT提言
  - ・ 第33次地方制度調査会
-

# これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要①

(地方分権一括法(平成11年)以降)

(第32次地方制度調査会第33回専門小委員会  
(令和2年3月4日) 配付資料を基に作成)

改正年	項目 (条文)	内容
平成11年 分権一括法	条例制定権の拡大(14条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関委任事務の廃止に伴い、現行制度と同様「法令に反しない限り」全ての事務について条例を制定することができることとされた。</li> </ul>
	百条調査権の対象 拡大(100条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあつては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあつては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務に調査権が及ぶこととされた。</li> </ul>
	議案の提出要件 及び修正動議の 発議要件の緩和 (第112条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案の提出要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改めることとされた。</li> </ul>
	議員定数の 法定定数の廃止 (第90条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。</li> </ul>
	市区町村議会に 係る議員定数の 人口区分大括り化と上限数の 設定 (第91条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた(18区分から11区分に変更)。</li> <li>2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人~2人ずつ減少させることとされた。</li> </ul>
平成12年 自治法改正 ※議員立法	国会に対する地方議会の意見 書の提出 (第99条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。</li> </ul>
	政務調査費制度の 創設(第100条 第14項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。</li> </ul>
	常任委員会数の 制限廃止 (第109条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。</li> </ul>

## これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要②

(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目 (条文)	内容
平成14年 自治法改正	議員派遣制度の創設 (第100条第12項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。</li> </ul>
平成16年 自治法改正	定例会の招集回数の 自由化 (第102の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとされた。</li> </ul>
平成18年 自治法改正	専門的事項に係る 調査制度の創設 (第100条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた。</li> </ul>
	議長への 臨時会の招集請求権 の付与 (第101第2～4項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> </ul>
	委員会制度の改正 (第109、110条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。</li> <li>常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。</li> </ul>
	専決処分の要件の 明確化 (第179条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がない」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化することとされた。</li> </ul>
平成20年 自治法改正 ※議員立法	議会活動の範囲の 明確化 (第100条第12項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。</li> </ul>
	議員の報酬に関する 規定の整備 (第203条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。</li> </ul>

## これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要③

(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目 (条文)	内容
平成23年 自治法改正	議員定数の法定上限 の撤廃 (第90、91条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。</li> </ul>
	議決事件の範囲の 拡大(第96条第2 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができることとされた。</li> </ul>
平成24年 自治法改正	通年会期制の導入 (第102条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。</li> </ul>
	議長への 臨時会招集権の付与 (第101条第5、6項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。</li> <li>議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。</li> </ul>
	委員会に関する 法定事項の簡素化 (第109条第9項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。</li> </ul>
	公聴会、参考人招致 の本会議実施の 法定化 (第109条、 第115条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。</li> </ul>
	政務調査費から 政務活動費への改正 (第100条第14項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。</li> </ul>
平成29年 自治法改正	決算不認定の場合の 長から議会への報告 (第233条第7項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の長等は、決算の認定に関する議案が否決された場合に、当該議決(不認定)を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、その措置の内容を議会等に報告するとともに、公表しなければならないこととされた。</li> </ul>

# これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要④

(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目 (条文)	内容
令和4年 自治法改正 ※議員立法	請負禁止の範囲の明確化・緩和 (第92条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制の対象となる「請負」の定義を「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。」とするものとされたこと。</li> <li>各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額(300万円)を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされたこと。</li> </ul>
	災害等の場合の招集日の変更 (第101条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができるものとされたこと。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないものとされたこと。</li> </ul>
令和5年 自治法改正	地方議会の役割及び議員の職務等の明確化 (第89条)  令和5年5月8日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のとおり地方議会の役割及び議員の職務等の明確化がされた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。</li> <li>② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。</li> <li>③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、<u>住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。</u></li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">(太字下線が改正箇所)</p>
	地方議会に係る手続のオンライン化 (第100条第15項、第123条第4項、第138条の2等)  令和6年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民から地方議会への請願書の提出や、会派又は議員から議長への政務活動費収支報告書の提出など地方議会に係る手続について、一括してオンライン化ができるものとされた。</li> </ul>

## 議会の役割に係る基本規定等をめぐる議論の経緯 (令和2年3月第4次都道府県議会制度研究会報告書取りまとめ～令和5年4月地方自治法改正)

令和2年	3月	■ 本会「第4次都道府県議会制度研究会」が報告書を取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の位置付け等を地方自治法において明確化すべき</li> </ul>
	6月	■ 第32次地方制度調査会が「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を総理に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員の位置付けの法制化について検討を行っていく必要がある</li> </ul>
3年	4月	■ 自民党総務部会「地方議会の課題に関するPT」（座長：石田真敏 衆議院議員）が「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を取りまとめ（12頁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府において、議会の位置付け等について、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すべき</li> </ul>
4年	1月	■ 第33次地方制度調査会が発足、第1回総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の位置付け等について、柴田会長から早急に審議等を行うよう要請</li> </ul>
	4月	■ 第33次地方制度調査会第3回専門小委員会、地方六団体への意見聴取	
	6月	■ 第33次地方制度調査会第2回総会	
	8～11月	■ 第33次地方制度調査会第6回～9回専門小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会について集中的に審議</li> </ul>
	12月	■ 第33次地方制度調査会が「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を総理に提出（15-17頁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の位置付け等を地方自治法に規定することが考えられるとし、具体的な規定のイメージを提示</li> </ul>
5年	3月	■ 地方自治法改正案が閣議決定され国会に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の位置付け等の明確化、議会に係る手続のオンライン化等</li> </ul>
	4月	■ 地方自治法改正案が成立（4-5頁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の位置付け等の明確化に係る規定（第89条）は5月8日施行</li> </ul>

※上記期間中、議会の位置付け等の明確化を求める決議を計13回行い、様々な機会を捉えて政府・政党に対して要請

# 自民党総務部会地方議会の課題に関するプロジェクトチーム(PT)提言

## 地方議会PTでの議論

- 三議長会や総務省からの報告聴取、学識経験者からのヒアリング等を実施し、令和3(2021)年4月7日、「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を取りまとめ。

### <PTの主な役員>

座長 石田真敏衆議院議員 幹事長 橘慶一郎衆議院議員 事務局長 あかま二郎衆議院議員

## 地方議会PT提言事項（令和3(2021)年4月7日）

- (1) 地方制度調査会で議論し結論を得るように政府に申入れ
- ・ 地方議会の位置付けや議員の職務等を地方自治法で明確化

▶ 「地方自治法の一部を改正する法律」（令和5年法律第19号）により実現（4-5頁）

- (2) 議員立法、各党・各会派で協議

- ・ 請負禁止の範囲の明確化・緩和及び災害等の場合の招集日の変更

▶ 「地方自治法の一部を改正する法律」（令和4年法律第101号）により実現【※議員立法】（13頁）

### (3) 地方議会、全国議長会が自ら実施

- ・ 議会活動をサポートする体制を強化するため、全国議長会を中心に、シンクタンク機能・議会図書館・研修・立候補者育成等の充実を図るべきである。国においても、こうした取組に対して支援を行うべきである。

- ・ 若者や女性をはじめとする多様な人材の立候補を促すため、各議会・各政党において育成の場作りを行うべきである。

- ・ 議会として、住民に向けて仕事の周知と理解促進のための活動を活性化すべきである。

- ・ 議員として、議会報告の充実、政務活動費の用途の明確化、視察の充実と結果報告の充実・公表、研修活動・日常の議員活動の充実など、住民から見える活動の活発化を図り、議員活動への理解と信頼を高めるよう努めるべきである。

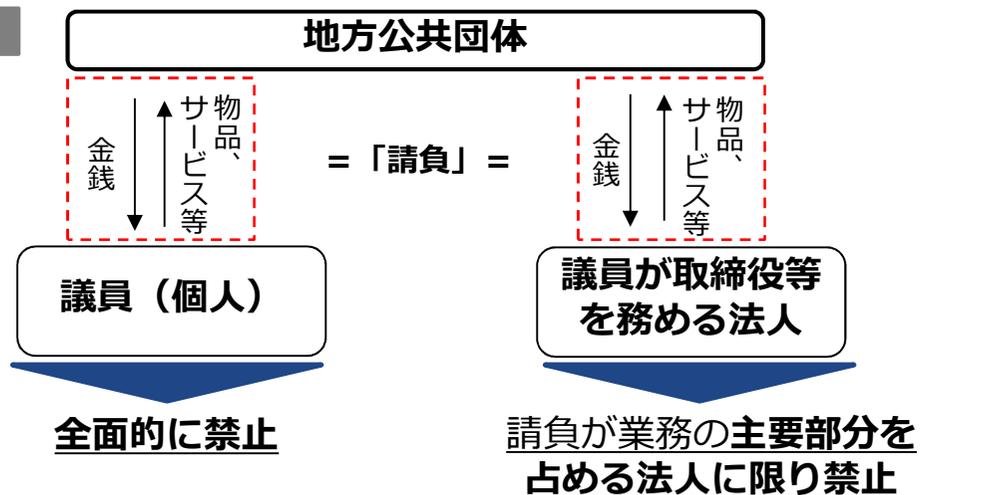
# 議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和等に係る地方自治法の改正（議員立法）

成立日：令和4(2022)年12月10日

施行日：公布の日から3月以内で政令で定める日  
(令和5年3月1日)

## ① 請負禁止の範囲の明確化・緩和（第92条の2関係）

改正前



※議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する。

### 課題①

「請負」の定義が条文上不明確であり、失職をおそれ、立候補を躊躇する原因となっているとの指摘

### 課題②

個人による請負は全面的に禁止されており、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘

改正後

### 「請負」の定義を明確化

※「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

各会計年度に支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境整備を図る観点から政令で定める額（年間300万円）を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除外

改正前

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

改正後

第九十二条の二 （略）請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。（略））をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及び（略）。

## ② 災害等の場合の招集日の変更（第101条関係）

施行日：公布の日  
(令和4年12月16日)

- 招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができるものとされた。
- この場合において、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないものとされた。

# 第33次地方制度調査会について

## 地方制度調査会とは

- 内閣総理大臣の諮問に応じ、**地方制度に関する重要事項を調査審議**するため、内閣府の附属機関として設置
- 委員は、国会議員、**地方六団体代表者**、地方制度に関し学識経験のある者等で構成(30人以内)
- 委員の任期は2年(令和4(2022)年1月~令和6(2024)年1月)

## メンバー

学識経験者 18名(専門小委員会委員)

市川 晃 住友林業(株)代表取締役【**会長**】  
大山 礼子 駒澤大学教授【**副会長**】  
山本 隆司 東京大学教授【**委員長**】他15名

国会議員 6名

あかま二郎 衆議院議員  
坂本 哲志 衆議院議員  
重徳 和彦 衆議院議員  
馬場 伸幸 衆議院議員  
江島 潔 参議院議員  
岸 真紀子 参議院議員

(令和4年12月現在)

地方六団体 6名

平井 伸治 全国知事会会長  
柴田 正敏 本会会長  
立谷 秀清 全国市長会会長  
清水 富雄 全国市議会議長会会長  
荒木 泰臣 全国町村会会長  
南雲 正 全国町村議会議長会会長

(令和4年12月現在)

## 岸田内閣総理大臣からの諮問事項

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係**その他必要な地方制度のあり方**について、調査審議を求める。

## 地方議会について調査審議

- ・2022年4月 第3回専門小  
→三議長会ヒアリング
- ・2022年8-11月 第6-9回専門小  
→地方議会に係る集中審議
- ・2022年12月 答申取りまとめ

# 第33次地方制度調査会答申「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」概要 (令和4年12月28日総理大臣に提出)

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%  
【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%  
※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

## 1. 議会についての現状認識と課題

- ▶ 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- ▶ しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

## 2. 議会における取組の必要性

- ▶ 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

### ① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

#### 勤労者等の議会参画

- ▶ 夜間・休日等の議会開催等

#### 女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画

- ▶ ハラスメント相談窓口の設置  
会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

#### 小規模市町村における処遇改善

- ▶ 議員報酬の水準のあり方を議論

### ③ 議長会等との連携・国の支援

- ▶ ハラスメント対策に関する議長会の調査

### ② 住民に開かれた議会のための取組

#### デジタル技術を活用した情報発信の充実

- ▶ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等

#### 住民が議会に参画する機会の充実

- ▶ 住民と政策や議会運営を考える場  
(例：政策サポーター、議会モニター)

- ▶ デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援

## 3. 議会の位置付け等の明確化

- ▶ 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

### 【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

## 4. 立候補環境の整備

- ▶ 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。  
※就業規則における対応
- ▶ 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

## 5. 議会のデジタル化

- ▶ 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。
  - ・ どのような場合に可能とするか。
    - ① 事由を問わず幅広く可能
    - ② 原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
    - ③ 引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」
  - ・ 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。  
※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)
- ▶ 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

(総務省作成資料から引用)

## 「第2 議会における取組の必要性」

### 1 多様な人材の参画を前提とした議会運営

- 現在は、平日の日中の会議開催が一般的であることや、議員や有権者からのハラスメントが指摘される等、必ずしも女性や若者、勤労者等が参画しやすい状況にはなっていない。各議会において議会運営上の工夫を行い、女性や若者、勤労者等がより議会に参画しやすくなるような環境を整備することが必要である。
- 勤労者等が議会に参画しやすくなるようにする等の観点から、一部の議会では夜間・休日等の議会開催や通年会期制の活用等により、柔軟に会議日程を設定する取組が見られるが、こうした取組を含め、各地域の実情を踏まえて会議運営上の工夫を行っていくことが考えられる。
- また、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去する方策としては、議員活動等を行う上でのハラスメント防止のため、第三者による相談窓口を設置し、性別や年齢を問わず幅広く相談を受け付けることや、会議規則において育児・介護等の取扱いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めること等の対応が考えられる。

### 2 住民に開かれた議会のための取組

- 住民に開かれた議会を実現するためには、各議会において、議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を進めていくことが必要である。こうした取組は、多様な人材を議員のなり手として長期的・継続的に涵養していくことにもつながる。
- その際は、デジタル技術等を活用し、住民への情報発信を多様化し、更に充実させていくことも重要である。近年、SNSを活用した議会情報の発信や字幕付き映像等による議会中継の配信等を行っている事例や、住民との意見交換会等をオンラインにより行っている事例も見られる。また、タブレットによる審議のペーパーレス化も進んでいるが、議会資料の住民への情報公開の契機にしていくことも考えられる。

### 3 議長の全国的連合組織等との連携・国の支援

- 多様な人材の参画を促すための議会運営上の工夫や住民の議会に対する理解を促進する取組については、一部の議会において取組が進んでいるものの、未だ広がりや限定的なものも多い。取組を広げていく上では、議長の全国的連合組織において、人的支援や先進的な事例・手法の共有、研修等の取組を積極的に進めていくことが重要である。
- また、経済的・社会的つながりが深い地方公共団体の議会間においても連携・交流を進めることも必要である。都道府県議会において第三者を交えたハラスメント相談体制を整備し、管内市町村議会の事案を含めて相談を受け付ける事例も出てきており、広域連携による専門人材の共同活用や共通する地域課題に関する共同研修の取組を進めていくことも有効と考えられる。
- また、議会におけるデジタル技術の活用を進めていくためには、技術的・財政的な課題があるとの指摘があり、特に小規模団体において取組が進んでいない状況にあることから、国や議長の全国的連合組織において必要な支援を行い、デジタル化の取組を促すことも検討すべきである。

## 結 び

近年、我が国では、様々な分野で多様な人材の社会への参画を進めることの必要性が指摘されている。例えば、男女共同参画の観点からは、官公庁のほか、企業、教育機関、自治会、消防団などにおいて女性の登用・採用を進めるための取組が行われている。

このような中、当調査会では、議会についての現状認識と課題を踏まえ、多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現に向けた対応方策について調査審議を行った。本答申を踏まえ、各議会、議長の全国的連合組織や国において、それぞれ必要な対応が行われることが期待される。

**そもそも、議会は、住民自身の権利として、また、住民自身の責任において団体の運営を行うという住民自治の根幹をなす存在であり、多様な人材が参画し住民に開かれた議会を実現するのは、住民の基本的な役割である。今後、人口減少や高齢化、激甚化する災害など、地域社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中で、住民自身が地域社会のあり方について十分に考えることが求められ、その関心と注視と責任の下で、議会が役割を発揮していくことが望まれる。**

デジタル技術は、そのための効果的な手法になり得る。議会運営の合理化や利便性の向上のために導入するにとどまらず、多様な人材の議会への参画や住民に開かれた議会の実現に資するよう積極的に活用されることが期待される。

令和6年5月31日

茨城県議会議長 半村 登 殿

県有施設・県出資団体等調査特別委員会  
委員長 田山 東湖

## 公の施設等に係る運営状況報告について

このことについて、令和5年7月31日に設置された県有施設・県出資団体等調査特別委員会における審議等を踏まえ、下記のとおり、執行部から議会への報告が行われることとなりますので、御報告いたします。

### 記

#### 1 報告の概要

毎年1回、執行部において「公の施設等に関する運営状況報告書」を作成し、第2回定例会の常任委員会において定期報告を行う。

#### 2 経 緯

- ・ 第3回調査特別委員会（R5.9.25）において、執行部に対して「県有施設の運営方針の見直し等について、今後きちんと議会として関与していけるよう、早期に具体的な仕組みづくりの検討を進めること」との意見があった。
- ・ この意見を受けて、第5回調査特別委員会（R5.12.21）において、執行部から「調査対象となった全施設について、毎年1回、第2回定例会時に定期的な報告を行う」旨の検討結果の説明があり、これに基づき議会（常任委員会）への報告が行われることとなった。

#### 3 対象施設

当調査特別委員会で調査対象とした全施設（別紙）

- ※ 上記施設のうち、既に譲渡、廃止された施設については、定期報告の対象外とし、施設の在り方や方針の変更など、報告すべき動きがあった際に、随時、議会（直近の所管常任委員会）へ報告を行うこととする。

#### 4 報告の内容等

- ・ 公の施設等の利用状況や運営状況、方針等を取りまとめた運営状況報告書により、所管常任委員会に報告する。
- ・ 運営状況報告書については、所管常任委員会における報告終了後、全議員に対して情報提供する。

## 報告対象となる公の施設等一覧

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
1	カシマサッカースタジアム	地域振興課	レクリエーション・スポーツ施設	○					
2	りんりんスクエア土浦	スポーツ推進課	〃		○				
3	大洗マリンタワー	営業企画課	〃				○		
4	国民宿舎「鶉の岬」	〃	〃				○		
5	カントリープラザ「鶉の岬」	〃	〃				○		
6	波崎漁港海岸休憩施設	水産振興課	〃				○		
7	堀原運動公園	保健体育課	〃						○
8	笠松運動公園	〃	〃						○
9	ライフル射撃場	〃	〃						○
10	県立産業技術短期大学校	産業人材育成課	産業振興施設		○				
11	県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	〃	〃		○				
12	県立日立産業技術専門学院	〃	〃		○				
13	県立鹿島産業技術専門学院	〃	〃		○				
14	県立土浦産業技術専門学院	〃	〃		○				
15	県立筑西産業技術専門学院	〃	〃		○				
16	つくば創業プラザ	技術革新課	〃		○				
17	県立笠間陶芸大学校	〃	〃		○				
18	いばらき量子ビーム研究センター	科学技術振興課	〃		○				
19	茨城空港公園	空港対策課	基盤施設(公園)				○		
20	偕楽園	都市整備課	〃					○	
21	弘道館公園	〃	〃					○	
22	千波公園	〃	〃					○	
23	霞ヶ浦総合公園	〃	〃					○	
24	赤塚公園	〃	〃					○	
25	北浦川緑地	〃	〃					○	
26	芸大緑地	〃	〃					○	
27	笠間芸術の森公園	〃	〃					○	
28	大子広域公園	〃	〃					○	
29	砂沼広域公園	〃	〃					○	
30	県西総合公園	〃	〃					○	
31	鹿島灘海浜公園	〃	〃					○	

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
32	洞峰公園	〃	〃					廃止	
33	港公園	〃	〃					○	
34	大洗公園	〃	〃					○	
35	茨城空港駐車場	空港対策課	基盤施設(インフラ)				○		
36	那珂湊漁港駐車場	水産振興課	〃				○		
37	那珂湊漁港水門	〃	〃				○		
38	波崎漁港浄化施設	〃	〃				○		
39	茨城港大洗港区の大洗マリーナ地区の港湾環境整備施設	港湾課	〃					○	
40	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設(港中央公園に限る。)	〃	〃					○	
41	土浦港の港湾施設	〃	〃					○	
42	茨城港常陸那珂港区公共埠頭	〃	〃					○	
43	鹿島港公共埠頭	〃	〃					○	
44	茨城港日立港区公共埠頭	〃	〃					○	
45	茨城港大洗港区公共埠頭	〃	〃					○	
46	沢渡川緑地	都市整備課	〃					○	
47	桜川緑地	〃	〃					○	
48	県庁東公園	〃	〃					○	
49	県営住宅及び共同施設(157団地)	住宅課	〃					○	
50	つくば国際会議場	科学技術振興課	文教施設		○				
51	県民文化センター	生活文化課	〃		○				
52	鳥獣センター	環境政策課	〃		○				
53	青少年会館	青少年家庭課	〃			○			
54	県民の森	林政課	〃				○		
55	植物園	〃	〃				○		
56	森のカルチャーセンター	〃	〃				○		
57	きのこ博士館	〃	〃				○		
58	奥久慈憩いの森	〃	〃				○		
59	水郷県民の森	〃	〃				○		
60	中央青年の家	生涯学習課	〃						○
61	白浜少年自然の家	〃	〃						廃止
62	さしま少年自然の家	〃	〃						○
63	県立図書館	〃	〃						○

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
64	水戸生涯学習センター	〃	〃						○
65	県北生涯学習センター	〃	〃						○
66	鹿行生涯学習センター	〃	〃						○
67	県南生涯学習センター	〃	〃						○
68	県西生涯学習センター	〃	〃						○
69	県立歴史館	文化課	〃						○
70	近代美術館(五浦分館、つくば分館含む)	〃	〃						○
71	陶芸美術館	〃	〃						○
72	自然博物館	〃	〃						○
73	教育研修センター	高校教育課	〃						○
74	里美野外活動センター	保健体育課	〃						廃止
75	健康プラザ	健康推進課	社会福祉施設			○			
76	総合福祉会館	福祉政策課	〃			○			
77	点字図書館	障害福祉課	〃			○			
78	視覚障害者福祉センター	〃	〃			○			
79	聴覚障害者福祉センターやすらぎ	〃	〃			○			
80	あすなろの郷	〃	〃			○			
81	ラーク・ハイツ	青少年家庭課	〃			○			
82	若葉寮(婦人保護施設)	〃	〃			○			
83	茨城学園(児童自立支援施設)	〃	〃			○			
84	矢田部サッカー場	地域振興課	その他	○					
85	アクアワールド茨城県大洗水族館	生活文化課	〃		○				
86	花貫ふるさと自然公園	環境政策課	〃		○				
87	狩猟者研修センター	〃	〃		○				
88	茨城県健康管理センター	疾病対策課	〃			○			
89	竜神大吊橋	営業企画課	〃				○		
90	袋田の滝観瀑施設	〃	〃				○		
91	筑波海軍航空隊記念館	〃	〃				○		
92	茨城県フラワーパーク	観光戦略課	〃				○		
93	園芸リサイクルセンター	産地振興課	〃				○		
94	米平公共育成牧場	畜産課	〃				○		
95	お手まき記念の森	林政課	〃				○		

NO.	施設名	所管課	分類	所管常任委員会					
				総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
96	ホテルレイクビュー水戸	教育庁総務課	〃						○
97	鹿島臨海都市計画下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					○	
98	那珂久慈流域下水道	〃	〃					○	
99	霞ヶ浦湖北流域下水道	〃	〃					○	
100	霞ヶ浦常南流域下水道	〃	〃					○	
101	霞ヶ浦水郷流域下水道	〃	〃					○	
102	利根左岸さしま流域下水道	〃	〃					○	
103	鬼怒小貝流域下水道	〃	〃					○	
104	小貝川東部流域下水道	〃	〃					○	
105	県南西広域水道	企業局	〃					○	
106	鹿行広域水道	〃	〃					○	
107	県中央広域水道	〃	〃					○	
108	工業用水道	〃	〃					○	
109	中央病院	病院局	社会福祉施設			○			
110	こころの医療センター	〃	〃			○			
111	こども病院	〃	〃			○			
県所有施設 所管計				2	16	14	22	37	17
								合計	108

<団体所有施設>

112	鹿島セントラルビル(ホテル、テナントスペース、温浴施設等)	地域振興課	出資団体等所有施設	○					
113	大洗駅ほか13駅	交通政策課	〃	○					
114	いこいの村溜沼	立地整備課	〃					○	
115	茨城空港旅客ターミナルビル	〃	〃					○	
116	みらい平駅前駐車場	道路維持課	〃					○	
117	筑波山つつじヶ丘駐車場	〃	〃					○	
118	友部駅北口駐車場	〃	〃					○	
119	水戸北スマートIC駐車場	〃	〃					○	
120	大洗港フェリーターミナルビル	港湾課	〃					○	
団体所有施設 所管計				2	0	0	0	7	0
								合計	9
所管総計				4	16	14	22	44	17
								総計	117